

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1080号

2021年（令和3年）8月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

税に関する証明書の交付に関することに係る  
コンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）7月21日付けで諮問（第1080号）された税に関する証明書の交付に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

##### (1) 諮問に至る経過

本市では、2011年（平成23年）2月にコンビニ証明交付事業（全国のコンビニエンスストア等（以下「コンビニ」という。）において、住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する事業）を開始し（答申第456号）、外国人住民についても、日本人と同様に取得できるようになった。（答申第538号）

その後、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票の写しを交付することが可能となり、住所地と本籍地が異なる者についても、取得が可能となった。（答申第996号）

コンビニでの各種税証明の発行については、以前から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）では対応可能とされていたものの、本市では未対応であり、本市の各種税証明の取得方法は、現在、窓口に向いての交付又は郵送での請求手続としており、休日の

窓口等の対応はしていない。

神奈川県内では、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市及び葉山町がコンビニ証明交付事業において、各種税証明のうち所得（課税）証明書及び非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）を交付しており、利便性の向上に大きな成果を挙げている。

以上のことから、本市においても、市民等の利便性の向上、事務執行の効率化を図るため、2022年（令和4年）1月4日からコンビニで所得証明書等を交付することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 新たにコンビニで交付する証明書について

### ア 証明の種類

所得（課税）証明書及び非課税証明書

### イ 個人情報

賦課期日現在住所、賦課期日現在氏名、生年月日、賦課年度、所得の内訳、合計所得金額、所得控除の内訳、所得控除額合計、課税総所得金額、課税総所得金額以外の課税所得金額、市民税額、県民税額、年税額、扶養人数の内訳、税額控除の内訳、発行年月日

### ウ 証明書取得方法

コンビニ証明交付事業では、全国のコンビニ等事業者に設置されているキオスク端末から所得証明書等を交付する。操作は表示された選択画面にタッチする方法により行う。

キオスク端末にマイナンバーカード（事前に暗証番号を登録する必要がある。）をかざし、交付要求先を選択し、暗証番号を入力する。その後、マイナンバーカードを取り外し、証明書及び年度を選択し、部数を入力する。これまで入力した内容を確認した上で、手数料を支払うことにより（端末機横の投入口に投入する。）、証明書が印刷され、領収書が発行される。

なお、キオスク端末が設置されているコンビニ等の従業員は一切介さず、本人の責任において行われる。

### エ システムの機器構成

キオスク端末で申請された所得証明書等交付の受付処理、所得証明書等のイメージ作成、及び作成された所得証明書等のイメージを機構に送信することは、コンビニ証明交付システムにて行う。

## (3) コンピュータ処理を行う必要性

キオスク端末と機構の証明交付センターを中継し、コンピュータを利用して個人情報を送信及び受信することから、コンピュータ処理が

必要となるものである。

#### (4) 実施方法

コンビニ証明交付事業を実施するに当たっては、証明書等自動交付サービス契約約款（市区町村契約編）（以下「契約約款」という。）に対して、本市が証明書等自動交付サービス契約約款合意書（以下「合意書」という。）を機構に提出し、機構が証明書等自動交付サービス契約約款合意承諾書を本市に返送することで、本市が機構を相手方として委託契約を締結しており、今回、コンビニで所得証明書等を交付することに伴い、契約約款の変更や合意書の再提出はない。

なお、コンビニ等事業者とは、機構が委託契約を締結しており、機構はコンビニ等事業者の仕組みを使うために委託契約をするのであって、本市から委託されたことを、再委託しているわけではないとの見解を、機構が総務省に確認している。

コンビニでの所得証明書等の交付は、既に本市が構築しているコンビニ証明交付システムに税証明のパッケージを追加することで実施するものであり、パッケージの追加については、日本電気株式会社を相手方として、税証明コンビニ交付業務委託契約書の締結に向けて、準備を進めている。

#### (5) 安全対策

##### ア 通信の安全対策

キオスク端末から所得証明書等を発行する際は、キオスク端末から機構の間は専用回線を、機構から本市の間はL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を使用して送信する。それぞれの回線は、暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されている。

##### イ 機構の安全対策

(ア) 機構及びコンビニ等事業者は、キオスク端末による所得証明書等交付の際に取り扱う個人情報について、秘密の保持や管理、消去を行う。なお、個人情報は、電子計算機等のシステムでのみ処理される。

(イ) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止する。

(ウ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、I P アドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(エ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

##### ウ 証明書データの不保持

キオスク端末及び機構に送信、受信された所得証明書等のP D

F データは、処理結果に限らず、初期画面に戻った時点でプログラムが起動し、消去されるため、当該データは残らない。

エ 偽造・改ざん防止

所得証明書等はA 4 普通紙に印刷されるため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

キオスク端末の画面・音声により、マイナンバーカード及び所得証明書等の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

藤沢市情報システム管理運営規程、条例及び藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のように、セキュリティーレベルは極めて高く、外部からの侵入による情報漏えい等の脅威から個人情報を保護する上で必要な対策は十分に講じられていると考えている。また、所得証明書等の偽造・改ざん防止対策や取り忘れの防止策等、万が一のケースへの対策も講じている。

(6) 広報等周知について

コンビニで所得証明書等を交付することについては、広報ふじさわ、市ホームページ、庁内デジタルサイネージ等に記事を掲載し、ケーブルテレビ及びレディオ湘南の市広報番組で情報紹介することなどにより市民等に広く周知する。

なお、本市とコンビニ等事業者では、職員の就業形態や任用形態において違いがあることを踏まえ、コンビニ等事業者に設置されているキオスク端末から所得証明書等を取得する際は、十分に注意をして利用するよう市民等に広報等で周知する。

(7) 実施時期

2022年（令和4年）1月4日

(8) 添付書類

ア 証明書の取得方法

イ 証明書等自動交付サービス契約約款（市区町村契約編）

ウ 証明書等自動交付サービス契約約款合意書

エ 証明書等自動交付サービス契約約款合意承諾書

オ 藤沢市住基ネット・証明発行システム構成イメージ

カ 所得（課税）証明書・非課税証明書見本

キ 個人情報取扱事務届出書

ク 税証明コンビニ交付業務委託契約書（案）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、キオスク端末と機構の証明交付センターを中継し、  
コンピュータを利用して個人情報を送信及び受信することから、コン  
ピュータ処理が必要となるものである、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認め  
られる。

#### (2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講ずるとしてい  
る。

##### ア 通信の安全対策

キオスク端末から所得証明書等を発行する際は、キオスク端末  
から機構の間は専用回線を、機構から本市の間はL G W A N（総  
合行政ネットワーク）回線を使用して送信する。それぞれの回線  
は、暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確  
保されている。

##### イ 機構の安全対策

(ア) 機構及びコンビニ等事業者は、キオスク端末による所得証明書  
等交付の際に取り扱う個人情報について、秘密の保持や管理、消  
去を行う。なお、個人情報は、電子計算機等のシステムでのみ処  
理される。

(イ) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を  
禁止する。

(ウ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、I P アドレス及びプロ  
トコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを  
受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(エ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

##### ウ 証明書データの不保持

キオスク端末及び機構に送信、受信された所得証明書等のP D  
Fデータは、処理結果に限らず、初期画面に戻った時点でプログ  
ラムが起動し、消去されるため、当該データは残らない。

##### エ 偽造・改ざん防止

所得証明書等はA 4 普通紙に印刷されるため、証明書データの  
両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

##### オ 取り忘れ防止策

キオスク端末の画面・音声により、マイナンバーカード及び所

得証明書等の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

藤沢市情報システム管理運営規程，条例及び藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し，個人情報保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上